

入 札 公 告 (建 設 工 事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 28 年 9 月 7 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 干山 善幸

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 27

○阪空経第〇〇〇号

1. 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工 事 名 大分空港 01 側進入灯橋梁設置工事

(3) 工事場所 大分県国東市武蔵町糸原大海田 (大分空港)

(4) 工事内容 大分空港進入灯柱の老朽化に伴い、橋梁形式による整備を行うものであり、工場製作工、橋梁基礎工、橋梁下部工、桁架設工、構造物撤去工等を施工するものである。

(上部構造)

連続鋼管桁橋 延長約 792m 鋼材重量 約 719 t

- ・鋼 9 径間連続鋼管桁橋 (φ 1,200 mm) L = 約 228m
- ・鋼単純下路床钣桁橋 L = 約 64m
- ・鋼 3 径間連続鋼管桁橋 (φ 914.4 mm) L = 約 80m
- ・鋼 7 径間連続鋼管桁橋 (φ 812.8 mm) L = 約 210m
- ・鋼 7 径間連続鋼管桁橋 (φ 812.8 mm) L = 約 210m
- ・手摺設置 1,689m
- ・床版架設 (グレーチング) 1,550 m²
- ・クロスバー、検査路、伸縮装置 1 式

(下部構造)

橋脚 29 基 鋼管杭 118 本 総延長約 5,177m

- ・鋼管杭 (φ 900 mm) L = 約 41m 52 本
- ・鋼管杭 (φ 1,000 mm) L = 約 43m 12 本
- ・鋼管杭 (φ 1,200 mm) L = 約 47m 24 本
- ・鋼管杭 (φ 1,500 mm) L = 約 46m 30 本

既設進入灯撤去

・既設進入灯施設 22基 重量約 158 t

(5) 工期 契約締結日の翌日から平成 30 年 12 月 28 日まで

(6) 使用する主要な資機材

鋼管桁(φ812.8～φ1200)	約 719 t
鋼管杭(φ600～φ1500)	118 本
コンクリート	約 959 m ³
鉄筋	約 98 t

(7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。ただし、入札時総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

(9) 本工事は、総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する通知を行う工事である。

(10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(11) 本工事は、入札等を電子調達システムで行う対象工事である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定 JV」という。）又は単体有資格者（以下「単体」という。）であること。

なお、特定 JV として競争に参加する場合は、別に公示する特定 JV の資格決定を受けること。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 開札時まで大阪航空局における平成 27・28 年度一般（指名）競争参加資格者のうち上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）

に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成26年10月1日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (3) 特定JVの代表者又は単体においては、大阪航空局における平成27・28年度一般(指名)競争参加資格者の認定の際に算定した数値(総合数値)が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,200点以上であること。

特定JVの構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般(指名)競争参加資格者の認定の際に算定した数値(総合数値)が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,100点以上であること。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者(2.(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 次に掲げる施工実績を有すること。

- 1) 単体にあつては、平成13年4月1日以降に完成・引き渡し完了した【同種工事】の①及び②の要件を満たす実績を有する者であること。

(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)なお、当該実績が平成13年4月1日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。

【同種工事】

- ①24t以上/基の鋼橋上部を製作・海上で据付した施工実績
②φ1,200mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績
※同一工事の必要はない

- 2) 特定 JV の構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあつては、平成 13 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の③の要件を満たす実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。ただし、乙型の場合は出資比率に関わらず、各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

【同種工事】

③24 t 以上／基の鋼橋上部を製作した実績

- 3) 特定 JV の構成員のうち、上部工（製作）以外の工種を担当する者にあつては、平成 13 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡しが完了した【同種工事】の④又は⑤のいずれかの要件を満たす実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。）なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

【同種工事】

④24 t 以上／基の鋼橋上部を海上で据付した施工実績

⑤φ 1, 200 mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績

- 4) 特定 JV の全構成員で、2. (7)【同種工事】③、④及び⑤の全ての実績を満たすこと。
- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。なお、特定 JV の場合は全構成員が必ず 1 名以上配置しなければならない。ただし、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は要しない。

なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- 1) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
- 2) 下記に掲げる工事の経験を有する者であること。
- a) 単体にあつては 2. (7) 1) に掲げる【同種工事】の①及び②の経験を有する者であること。
- ※同一工事の必要はない
- b) 特定 JV の構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあつては、

2. (7) 2)に掲げる【同種工事】の③の要件を満たす経験を有する者であること。

c) 特定JVの構成員のうち、上部工（製作）以外の工種を担当する者にあつては、2. (7) 3)に掲げる【同種工事】の④又は⑤のいずれかの要件を満たす経験を有する者であること。

3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

4) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は競争入札に参加できないことがある。

5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。

① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。）

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

(9) 大阪航空局が発注した土木工事で、平成26年4月1日以降に完成した施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。

(10) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(11) 本工事に係る設計業務等の受託者との間に資本関係又は人的関係がないこと。なお、「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、「パシフィックコンサルタンツ株式会社」である。

(12) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者の決定方法

本工事の総合評価落札方式は、以下の方法により落札者を決定する方式とする。

- ① 入札参加者は、価格及び技術提案（鋼管杭打設における品質確保について、夜間の海上工事における安全・環境対策について）、施工体制の評価をもって入札を行い、3. (2)評価対象要件に該当する者のうち、3. (3)評価項目と評価基準によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(2) 評価対象要件

- ① 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

(3) 評価項目と評価基準

① 標準点

予定価格を超えない入札者に対して提案が適正であれば、標準点として100点を与える。

② 施工体制に対する評価点

施工体制に関する事項によって得られる施工体制評価点の合計は最大30点とする。「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について3段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15/5/0の加算点を与えるものとする。

③ 技術提案に対する加算点

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」及び「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

a) 鋼管杭打設における品質確保について

上記、評価点の配点は、20点とする。

b) 夜間の海上工事における安全・環境対策について

上記、評価点の配点は、20点とする。

(4) 技術提案のヒアリングについて

技術提案のヒアリングについては実施し、詳細は入札説明書による。

(5) 技術提案の採否等

技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果の通知に併せて通知する。

4. 入札手続き等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号

大阪合同庁舎第4号館15階

国土交通省大阪航空局 総務部 経理課 契約係

電話番号 06-6949-6206 FAX 番号 06-6949-6220

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成28年9月7日から平成28年10月7日まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

交付場所 1) 4.(1) 担当部局

2) 〒873-0421

大分県国東市武蔵町糸原大海田

大分空港事務所 総務課

電話 0978-67-3771

3) 4.(2) 1)及び4.(2) 2)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、4.(1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。また、電子データによる配付も行う。電子データによる受取を希望するものは、その旨を4.(1)へFAXで連絡すること。その際に、FAXには業務名、社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成28年9月7日から平成28年10月7日まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)

提出場所 4.(1)に同じ。

提出方法 申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札日時 平成 28 年 12 月 14 日 17 時 00 分まで

提出方法 電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、入札日時までに 4. (1) あて持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

開札日時 平成 28 年 12 月 15 日 10 時 00 分

開札場所 大阪航空局 13 階入札室

入札執行回数 原則として 2 回を限度とする。ただし、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 9 9 条の 2 の規定に基づく随意契約には移行しない。

(5) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Accepter/>
問い合わせ先 上記 (1) の担当部局と同様。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代わる担保とすることができる。

また、入札保証保険契約を締結した場合は、入札保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書を参照すること。

イ 提出期間：平成 28 年 11 月 10 日から平成 28 年 12 月 14 日

(利付国債の提供の場合は平成 28 年 12 月 7 日) まで

但し、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日を除く
09 時 00 分から 17 時 00 分までの間。

ロ 提出場所：〒540-8559

大阪府大阪府中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館15階
国土交通省 大阪航空局 総務部 経理課 契約係
電話番号 06-6949-6206

ハ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送する（書留郵便と同等のものに限る。）ことにより行うものとする。ただし、提出の期限の日までに必着とする。

- 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書による。

- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

- (4) 落札者の決定方式

上記3(3)に定める評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (5) 契約後 VE の提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (6) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、

申請書の差替えは認められない。

- (7) 当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場
合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の
要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の
相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 開札後、予定価格の範囲内の価格で入札したすべての者に対して施工
体制確認のヒアリング等を行う。また、追加資料の提出を求める。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (13) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も 4. (3)
により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加する
ためには、開札の時において、2. (2)に掲げる資格の認定を受けていな
ければならない。
- (14) 詳細は入札説明書による。

6. Summary

- (1) Official in charge of disbursement the procuring entity :
YOSHIYUKI HOSHIYAMA Director-General of the West Japan Civil
Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and
Tourism.
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of Oita
airport 01 side Approach Right Bridge
- (4) Construction period : December 18, 2018
- (5) Construction place : As the tender explanatory pamphlet shows
- (6) Acquire the electric certificate in case of using the Electric
Bidding System <https://www.nyusatsu.geps.go.jp/OMP/Acceptor/>
- (7) Qualification for participating in the tendering procedures, Su-
ppliers eligible for participating in the proposed tender are
those who shall :
 - ① not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the
Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person
Under Conservatorship or person Assistance that obtained the

- consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause
- ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ③ not be currently under suspension of nomination by Director-General, West Japan Civil Aviation Bureau.
 - ④ Have specific qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2017/2018. Please contact the contact information below (10) for more details.
 - ⑤ have proven to have actually constructed and have the ability to construct the buildings concerned or the buildings with similar to that of the buildings concerned.
- (8) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic procurement system : 17:00 October 7, 2016
- (9) Time-limit for the submission of tenders by electronic procurement system : 17:00 December 14, 2016 (tenders brought along with : 10:00 December 15, 2016)
- (10) Contact point for tender documentation : Accounting Division, West Japan Civil Aviation Bureau, Ministry of Land, Infrastructure and Transport and Tourism, 4-1-76 Otemae, Chuo-ku, Osaka, 540-8559 Japan. TEL 06-6949-6206

競争参加者の資格に関する公示

特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）を結成し、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する下記の工事における競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成28年9月7日

大阪航空局長 干山 善幸

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 027

1 工事概要

(1) 工事件名

大分空港 01 側進入灯橋梁設置工事
(電子入札対象案件)

(2) 工事内容

大分空港進入灯柱の老朽化に伴い、橋梁形式による整備を行うものであり、工場製作工、橋梁基礎工、橋梁下部工、桁架設工、構造物撤去工等を施工するものである。

(上部構造)

連続鋼管桁橋 延長約 792m 鋼材重量 約 719 t

- ・鋼 9 径間連続鋼管桁橋 (φ 1,200 mm) L = 約 228m
- ・鋼単純下路床鈹桁橋 L = 約 64m
- ・鋼 3 径間連続鋼管桁橋 (φ 914.4 mm) L = 約 80m
- ・鋼 7 径間連続鋼管桁橋 (φ 812.8 mm) L = 約 210m
- ・鋼 7 径間連続鋼管桁橋 (φ 812.8 mm) L = 約 210m
- ・手摺設置 1,689m
- ・床版架設 (グレーチング) 1,550 m²
- ・クロスバー、検査路、伸縮装置 1 式

(下部構造)

橋脚 29 基 鋼管杭 118 本 総延長約 5,177m

- ・鋼管杭 (φ 900 mm) L = 約 41m 52 本
- ・鋼管杭 (φ 1,000 mm) L = 約 43m 12 本
- ・鋼管杭 (φ 1,200 mm) L = 約 47m 24 本
- ・鋼管杭 (φ 1,500 mm) L = 約 46m 30 本

既設進入灯撤去

- ・既設進入灯施設 22 基 重量約 158 t

(3) 工事場所

大分県国東市武蔵町糸原大海田 (大分空港)

(4) 工期

契約締結日の翌日から平成 30 年 12 月 28 日まで

2 資格審査申請書の受付期間

平成28年9月7日から平成28年10月7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）までの間の9時から17時まで。

3 申請の方法

（1）申請書の交付場所

特定JVとしての資格を得ようとする者に以下の場所で競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を交付する。

〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号
大阪合同庁舎第4号館15階
大阪航空局 総務部 経理課 契約係
電話番号 06-6949-6206

（2）申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により提出すること。なお、提出場所は（1）に示す申請書の交付場所と同じ。

- ① 4（2）③及び4（2）④に規定する資格を有していることを証明するため、全ての構成員の資格決定通知書の写し
- ② 4（3）①及び4（3）②の要件を満たすことを判断できる各構成員の工事の施工実績を記載した書類
- ③ 4（6）により締結した特定建設工事共同企業体協定書の写し

（3）申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同企業体としての資格及びその審査

（1）構成員の数

構成員の数は、2社又は3社とする。

（2）組合せ及び構成員の資格要件

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- ③ 大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち、上部工の工種を担当する者は「鋼構造物工事業」、それ以外の工種を担当する者は「土木工事業」での認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成26年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- ④ 特定JVの代表者においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,200点以上であること。

特定JVの構成員においては、大阪航空局における平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者の認定の際に算定した数値（総合数値）が「鋼構造物工事業」において1,100点以上、「土木工事業」において1,100点以上であること。

- ⑤ 特定JVの全構成員で、4（3）①の【同種工事】a）、b）及びc）の全ての実績を満たすこと。
- ⑥ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し、③の再認定を受けている者を除く。
- ⑦ 当該申請書の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑧ 警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（3）構成員の技術的要件等

次の各号の要件を満たすものとする。

- ① 特定JVの構成員のうち、上部工（製作）を担当する者にあつては、平成13年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、次に掲げる【同種工事】a）の要件を満たす施工実績を有すること。

また特定JVの構成員のうち、上部工（製作）以外の工種を担当する者にあつては、次に掲げる【同種工事】b）又はc）のいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。

ただし、特定JVとして施工した実績については、甲型協定書により締結した特定JVの構成員の場合は、出資率が20%以上の場合の実績に限る。また、乙型協定書により締結した特定JVの構成員の場合は、その工事で分担した工事内容の実績に限る。

【同種工事】

- a) 24 t 以上／基の鋼橋上部を製作した実績
 - b) 24 t 以上／基の鋼橋上部を海上で据付した施工実績
 - c) $\phi 1,200$ mm以上の鋼管杭又は鋼管矢板を海上で打設した施工実績
- ② 建設業法の「鋼構造物工事業」及び「土木工事業」に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置することができる者であること。

（4）結成方法

自主結成とする。

（5）代表者要件

代表者は、構成員において決定されたものとする。

（6）特定JVの協定

特定JVを結成するため締結する協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（乙型）」によるものとする。

5 資格審査結果の通知

競争参加資格の審査の結果を「競争参加資格認定通知書」により通知する。

6 認定資格の有効期間

特定JVにおける認定資格の有効期限は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号

に定める期間とする。

(1) 契約の相手方となった者

競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

(2) 契約の相手方とならなかった者

競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

7 その他

(1) 特定JVの名称は「大分空港01側進入灯橋梁設置工事〇〇・▼▼特定建設工事共同企業体」とすること。

(2) 本公示における競争参加資格の審査申請をする特定JVが、支出負担行為担当官大阪航空局長が発注する大分空港01側進入灯橋梁設置工事の入札公告に示されている競争参加資格の確認申請を受けるためには、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きしなければならない。

(3) 申請手続き等について不明な点があれば、3(1)の場所に照会すること。